

川口市告示第 746 号

市道路線の認定に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第8条第1項の規定に基づき次のとおり市道路線を認定する。その関係図面は、建設部道路管理課において告示の日より1ヶ月間一般の縦覧に供する。

記

路 線 名	起 点	終 点	重 要 な 経 過 地	幅 員 (m)	延 長 (m)
新 郷 第371-2号線	大字東本郷字大塚 1641番15地先	大字東本郷字大塚 1641番13地先		4.0	71.1

令和 6 年 10 月 1 日

川口市長 奥 ノ 木 信 夫

川口市告示第 746 号

市道路線の区域決定に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき次のとおり市道路線の区域を決定する。その関係図面は、建設部道路管理課において告示の日より1ヶ月間一般の縦覧に供する。

記

路 線 名	起 点	終 点	重 要 な 経 過 地	幅 員 (m)	延 長 (m)
新 郷 第 371-2 号 線	大字東本郷字大塚 1641番15地先	大字東本郷字大塚 1641番13地先		4.0	71.1

令和 6年 10月 1日

川口市長 奥 ノ 木 信 夫

川口市告示第 746 号

市道路線の供用開始に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき次のとおり市道路線の供用を開始する。その関係図面は、建設部道路管理課において告示の日より1ヶ月間一般の縦覧に供する。

記

路 線 名	起 点	終 点	重 要 な 経 過 地	幅 員 (m)	延 長 (m)
新 郷 第371-2号線	大字東本郷字大塚 1641番15地先	大字東本郷字大塚 1641番13地先		4.0	71.1

令和 6年 10月 1 日

川口市長 奥 ノ 木 信 夫

認定路線位置概図



川口市告示第 746 号

市道路線の認定に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第8条第1項の規定に基づき次のとおり市道路線を認定する。その関係図面は、建設部道路管理課において告示の日より1ヶ月間一般の縦覧に供する。

記

路 線 名	起 点	終 点	重 要 な 経 過 地	幅 員 (m)	延 長 (m)
芝 第 78-1 号 線	芝塚原一丁目 7番2地先	芝塚原一丁目 7番28地先		4.0	155.0

令和 6年 10月 1日

川口市長 奥 ノ 木 信 夫

川口市告示第 746 号

市道路線の区域決定に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき次のとおり市道路線の区域を決定する。その関係図面は、建設部道路管理課において告示の日より1ヶ月間一般の縦覧に供する。

記

路 線 名	起 点	終 点	重 要 な 経 過 地	幅 員 (m)	延 長 (m)
芝 第 78-1 号 線	芝塚原一丁目 7番2地先	芝塚原一丁目 7番28地先		4.0	155.0

令和 6年 10月 1日

川口市長 奥 ノ 木 信 夫

川口市告示第 746 号

市道路線の供用開始に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき次のとおり市道路線の供用を開始する。その関係図面は、建設部道路管理課において告示の日より1ヶ月間一般の縦覧に供する。

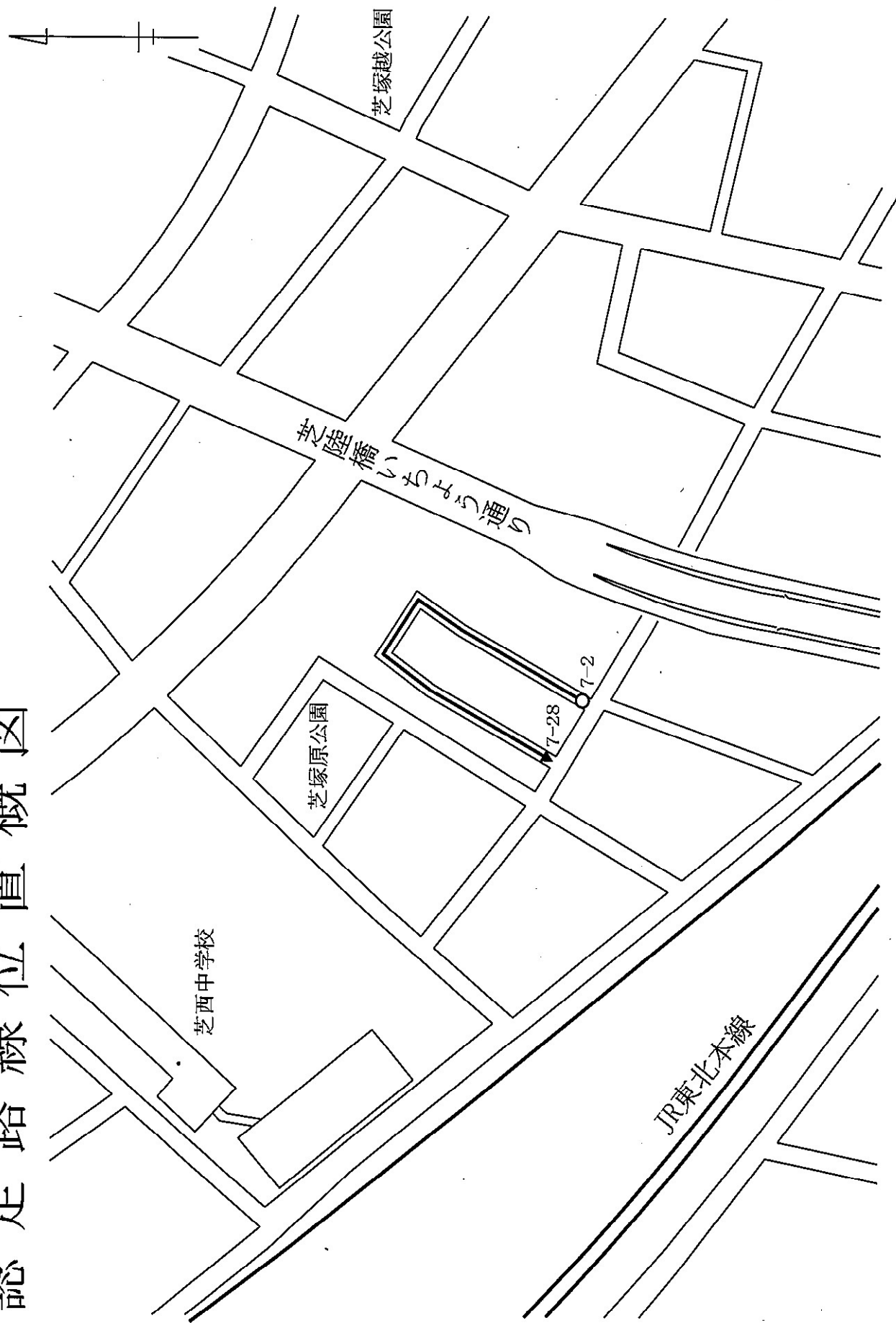
記

路 線 名	起 点	終 点	重 要 な 経 過 地	幅 員 (m)	延 長 (m)
芝 第 78-1 号 線	芝塚原一丁目 7番2地先	芝塚原一丁目 7番28地先		4.0	155.0

令和 6年 10月 1日

川口市長 奥 ノ 木 信 夫

認定路線位置概図



川口市告示第 746 号

市道路線の認定に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第8条第1項の規定に基づき次のとおり市道路線を認定する。その関係図面は、建設部道路管理課において告示の日より1ヶ月間一般の縦覧に供する。

記

路 線 名	起 点	終 点	重 要 な 経 過 地	幅 員 (m)	延 長 (m)
安 行 第 50-9 号 線	大字安行慈林字上村中 783番16地先	大字安行慈林字上村中 778番19地先		5.0	73.6

令和 6年 10月 1 日

川口市長 奥 ノ 木 信 夫

川口市告示第 746 号

市道路線の区域決定に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき次のとおり市道路線の区域を決定する。その関係図面は、建設部道路管理課において告示の日より1ヶ月間一般の縦覧に供する。

記

路 線 名	起 点	終 点	重 要 な 経 過 地	幅 員 (m)	延 長 (m)
安 行 第 50-9 号 線	大字安行慈林字上村中 783番16地先	大字安行慈林字上村中 778番19地先		5.0	73.6

令和 6年 10月 1日

川口市長 奥 ノ 木 信 夫

川口市告示第 746 号

市道路線の供用開始に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき次のとおり市道路線の供用を開始する。その関係図面は、建設部道路管理課において告示の日より1ヶ月間一般の縦覧に供する。

記

路 線 名	起 点	終 点	重 要 な 経 過 地	幅 員 (m)	延 長 (m)
安 行 第 50-9 号 線	大字安行慈林字上村中 783番16地先	大字安行慈林字上村中 778番19地先		5.0	73.6

令和 6年 10月 1 日

川口市長 奥 ノ 木 信 夫

認定路線位置概図



川口市告示第 746 号

市道路線の認定に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第8条第1項の規定に基づき次のとおり市道路線を認定する。その関係図面は、建設部道路管理課において告示の日より1ヶ月間一般の縦覧に供する。

記

路 線 名	起 点	終 点	重 要 な 経 過 地	幅 員 (m)	延 長 (m)
安 行 第 63-5 号 線	大字安行慈林字小井戸 188番8地先	大字安行慈林字小井戸 189番13地先		5.0	132.0

令和 6 年 10 月 1 日

川口市長 奥 ノ 木 信 夫

川口市告示第 746 号

市道路線の区域決定に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき次のとおり市道路線の区域を決定する。その関係図面は、建設部道路管理課において告示の日より1ヶ月間一般の縦覧に供する。

記

路 線 名	起 点	終 点	重 要 な 経 過 地	幅 員 (m)	延 長 (m)
安 行 第 63-5 号 線	大字安行慈林字小井戸 188番8地先	大字安行慈林字小井戸 189番13地先		5.0	132.0

令和 6年 10月 1日

川口市長 奥 ノ 木 信 夫

川口市告示第 746 号

市道路線の供用開始に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき次のとおり市道路線の供用を開始する。その関係図面は、建設部道路管理課において告示の日より1ヶ月間一般の縦覧に供する。

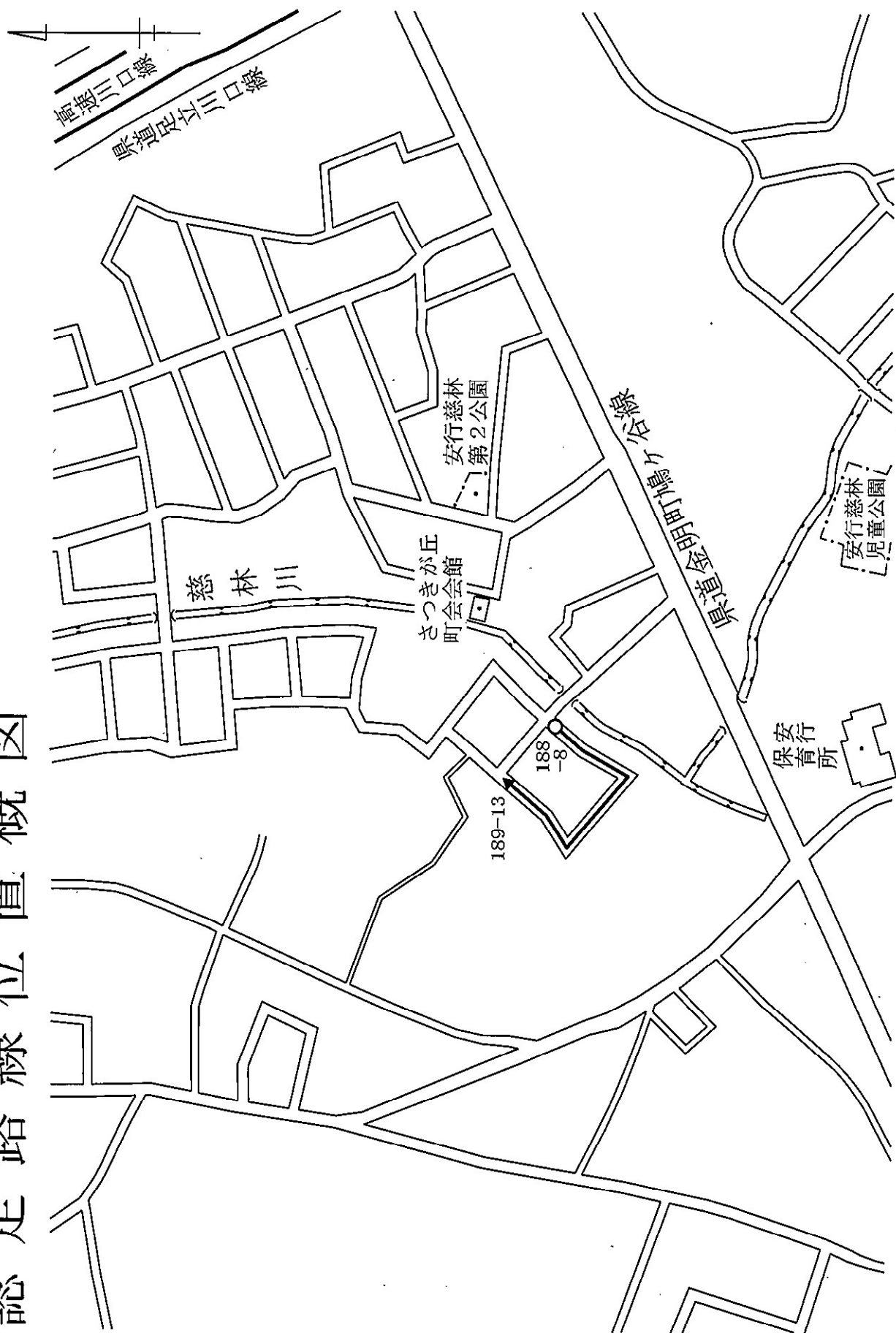
記

路 線 名	起 点	終 点	重 要 な 経 過 地	幅 員 (m)	延 長 (m)
安 行 第 63-5 号 線	大字安行慈林字小井戸 188番8地先	大字安行慈林字小井戸 189番13地先		5.0	132.0

令和 6年 10月 1 日

川口市長 奥 ノ 木 信 夫

認定路線位置概図



川口市告示第 746 号

市道路線の認定に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第8条第1項の規定に基づき次のとおり市道路線を認定する。その関係図面は、建設部道路管理課において告示の日より1ヶ月間一般の縦覧に供する。

記

路 線 名	起 点	終 点	重 要 な 経 過 地	幅 員 (m)	延 長 (m)
安 行 第338-3号線	大字安行領家字原下 1895番10地先	大字安行領家字原下 1895番6地先		5.0	79.0

令和 6年 10月 1日

川口市長 奥 ノ 木 信 夫

川口市告示第 746 号

市道路線の区域決定に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき次のとおり市道路線の区域を決定する。その関係図面は、建設部道路管理課において告示の日より1ヶ月間一般の縦覧に供する。

記

路 線 名	起 点	終 点	重 要 な 経 過 地	幅 員 (m)	延 長 (m)
安 行 第 338-3 号 線	大字安行領家字原下 1895番10地先	大字安行領家字原下 1895番6地先		5.0	79.0

令和 6年 10月 1日

川口市長 奥 ノ 木 信 夫

川口市告示第 746 号

市道路線の供用開始に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき次のとおり市道路線の供用を開始する。その関係図面は、建設部道路管理課において告示の日より1ヶ月間一般の縦覧に供する。

記

路 線 名	起 点	終 点	重 要 な 経 過 地	幅 員 (m)	延 長 (m)
安 行 第338-3号線	大字安行領家字原下 1895番10地先	大字安行領家字原下 1895番6地先		5.0	79.0

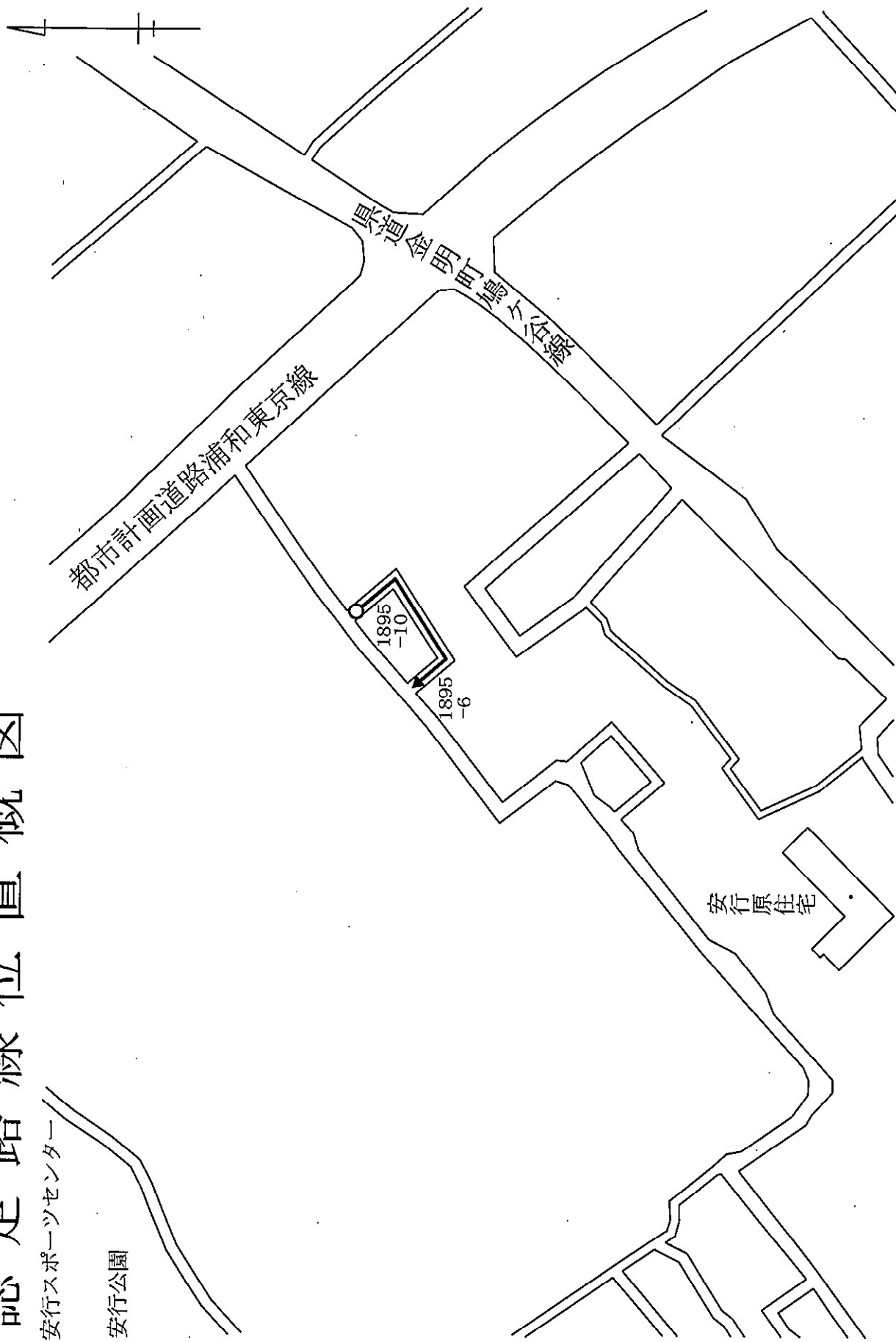
令和 6年 10月 1日

川口市長 奥 ノ 木 信 夫

認定路線位置概図

安行スポーツセンター

安行公園



川口市告示第 746 号

市道路線の廃止に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第10条第1項の規定に基づき次のとおり市道路線を廃止する。その関係図面は、建設部道路管理課において告示の日より1ヶ月間一般の縦覧に供する。

記

路 線 名	起 点	終 点	重 要 な 経 過 地	幅 員 (m)	延 長 (m)
戸 塚 第 164 号 線	大字差間字立野橋前 49番地先	大字源左衛門新田字東野 57番3地先		0.9	99.9

令和 6年 10月 1日

川口市長 奥 ノ 木 信 夫

廃止路線位置概図

